

精神医療保険			利用料	利用者負担額		
			1 0 割	1 割	2 割	3 割
訪問看護管理療養費	月の初日		7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2 日目以降	I	3,000円	300円	600円	900円
		II	2,500円	250円	500円	750円
精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	週3日目まで 30分未満		4,250円	425円	850円	1,275円
	週3日目まで 30分以上		5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降 30分未満		5,100円	510円	1,020円	1,530円
	週4日目以降 30分以上		6,550円	655円	1,310円	1,965円
精神訪問看護 基本療養費Ⅱ	同一日 2 人	週3日目まで 30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
		週3日目まで 30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日目以降 30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		週4日目以降 30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ		試験外泊	8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神科 緊急訪問看護加算	月14日目まで（1日当たり）		2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降（1日当たり）		2,000円	200円	400円	600円
長時間精神科訪問看護加算（90分超え）			5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名精神科 訪問看護加算	2人目が看護師・作業療法士（週1回まで）		4,500円	450円	900円	1,350円
	1日に2回訪問の場合		9,000円	900円	1,800円	2,700円
	1日に3回以上訪問の場合		14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
精神科複数回訪問看護加算	1日2回		4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上		8,000円	800円	1,600円	2,400円
夜間・早朝訪問看護加算（6時～8時・18時～22時）			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22時～6時）			4,200円	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算（月1回を限度）			6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算Ⅱ（月1回を限度）			2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算Ⅰ（重症度等高いもの。月1回を限度）			5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理指導加算			2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	90分未満（1回のみ）		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	長時間（90分以上）		8,400円	840円	1,680円	2,520円
退院時共同指導加算（月2回を限度）			8,000円	800円	1,600円	2,400円
在宅患者連携指導加算（月1回を限度）			3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回を限度）			2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算（月1回を限度）			2,500円	250円	500円	750円
訪問看護医療DX情報活用加算（月1回）			50円	5円	10円	15円
訪問看護情報提供療養費1・2・3			1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費1（在宅）			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費1（特養等）			10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
ベースアップ評価料Ⅰ（月1回）			780円	78円	156円	234円
精神科重症患者 支援管理連携加算	重症患者のうち集中的な支援を必要とする場合		8,400円	840円	1,680円	2,520円
	重症患者等		5,800円	580円	1,160円	1,740円

（備考）

訪問看護ターミナルケア療養費	死亡日および死亡日前 1 4 日以内の計 1 5 日間に 2 回以上
----------------	------------------------------------

	訪問看護を実施した場合
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態等、急性増悪などのいずれかに該当した場合で、同一日に複数回訪問看護を実施した場合
緊急訪問看護加算	主治医の指示により緊急に訪問看護を実施した場合
長時間訪問看護加算	厚生老大臣が定める状態等、または急性増悪の状態の方に90分以上の訪問看護を行った場合
複数名訪問看護加算	看護職員が複数名で訪問看護を行った場合
夜間・早朝訪問看護加算	夜間や早朝に訪問看護を行った場合
深夜訪問看護加算	深夜に訪問看護を行った場合
24時間対応体制加算	緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制である場合
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に計画的な管理を行った場合 重症度が高いもの・・・在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ留置カテーテルを使用している場合
退院時共同指導加算	退院時に入院医療機関の医師らと共同で指導に当たった場合
特別管理指導加算	退院時共同指導加算において、利用者が厚生労働大臣の定める状態である時
退院支援指導加算	退院日に在宅での療養上必要な指導を実施した場合
在宅患者連携指導加算	看護師等が月2回以上、医療機関関係職種間で文書などにより共有された診療情報を基に指導を行った場合
在宅患者緊急時カンファレンス	利用者の状態の急変などに伴い、看護師等が主治医の求めによりカンファレンスに参加して共同で指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加算	介護職員等に対し、看護師または准看護師が喀痰吸引等の計画書・報告書の作成や緊急時などの対応について助言を行うとともに、同行して利用者の居宅において実施状況を確認した場合

★1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額とその他の費用の合計）の目安

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。

実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。